

特定非営利活動法人やまぐち県民ネット 2 1

経理規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人やまぐち県民ネット 2 1（以下、「法人」という。）の会計処理に関する基準を定め、会計業務を迅速かつ正確に処理し、法人の収支の状況、財産の状況を明らかにして、能率的運営と活動の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 法人の会計に関する事項は、定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。

(会計処理の原則)

第 3 条 会計の処理および手続きは、特定非営利活動促進法 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計年度)

第 4 条 会計年度は、定款に定める事業年度にしたがい、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(会計の区分)

第 5 条 会計の区分は次のとおり 1 種とする。

(1) 特定非営利活動に係る事業会計

(会計責任者)

第 6 条 会計責任者は事務局長とする。

(規程外事項)

第 7 条 この規程に定めのない事項については、理事長の了承を踏まえ、事務局長の決裁を得て判断するものとする。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程を改廃する場合には、理事会の承認を受けなければならない。

(細則)

第9条 この規程の施行に関する細則は、別にこれを定める。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目)

第10条 貸借対照表及び活動計算書における勘定科目は別に定める。

(会計帳簿)

第11条 各会計の会計帳簿は、これを主要簿および補助簿とする。

(主要簿)

第12条 主要簿とは、つぎに揚げるものをいう。

- (1) 仕訳帳
- (2) 総勘定元帳

(補助簿)

第13条 補助簿とは、つぎに揚げるものをいう。

- (1) 現金出納帳
- (2) 小口現金出納帳
- (3) 固定資産台帳
- (4) 会員台帳

(帳簿の照合)

第14条 補助簿の金額は、毎月末日に総勘定元帳の金額と照合しなければならない。

(帳簿の更新)

第15条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(帳簿書類の保存期間)

第16条 会計関係書類の保存期間は、次のとおりとする。ただし、法令が定める期間がこれを越えるものについては、その定めによる。

- (1) 決算書類 10年
- (2) 会計帳簿 10年
- (3) 会計関連書類（領収書、請求書など） 10年
- (4) 貸金台帳 5年

2. 保存期間は、会計年度終了のときから起算する。

3. 保存期間経過後に会計関係書類を処分するときには、事務局長の承認を得なければならない。

第3章 金銭出納

(金銭の範囲)

第17条 この規程で金銭とは、現金および預貯金をいい、現金とは通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる小切手・証書などをいう。

(出納責任者)

第18条 金銭の出納・保管については、出納責任者をおくものとする。

2. 出納責任者は事務局長が任命する。

(金銭の出納)

第19条 金銭の出納は、会計責任者及び出納責任者の承認印のある会計伝票に基づいて行う。

(細則)

第20条 出納管理の施行に関する細則は、別にこれを定める。

第4章 固定資産

(固定資産の範囲)

第21条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ、取得価額10万円以上の有形固定資産およびその他の資産とする。

(取得価額)

第22条 固定資産の取得価額は次の各号による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価格に付随費用を加算した額
- (2) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の購入)

第23条 固定資産の購入に際しては、事務局長および理事長の決裁を受けなければならない。

(固定資産の管理責任者)

第24条 固定資産の管理責任者は事務局長とする。

(固定資産の管理)

第25条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、その保全状況および移動について記録し、移動・毀損・滅失があった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(登記および付保)

第26条 固定資産のうち、不動産登記を必要とする場合は登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

(減価償却)

第27条 有形固定資産のうち、土地および建設仮勘定を除き、毎会計年度、定率法（建物については定額法）により減価償却を実施するものとする。

(物品の管理)

第28条 物品として管理しなければならない消耗品・図書などは、固定資産に準じて備品台帳を設け、事務局長が管理するものとする。

(細則)

第29条 固定資産の減価償却および管理の施行に関する細則については別に定める。

第5章 予算

(予算の目的)

第30条 予算は、各会計年度の事業計画を明確な計数的目標をもって表示し、もって、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な規制を行うものである。

(予算編成)

第31条 予算は事業計画案に従って立案し、調整および編成は理事会において行う。

2. 予算は収支の目的、性質にしたがって大科目、中科目および小科目に区分する。

3. 出予算の決定は、理事会の承認を得なければならない。

(予備費)

第32条 予測しがたい予算の不足を補うため、予備費として相当の金額を予算に計上するものとする。

(予算の執行)

第33条 予算の執行にあたって、小科目相互間の予算の流用は事務局長の承認を得なければならない。

２．予備費を支出する必要があるときは、理事長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

（予算の補正）

第３４条 予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならない。

第６章 決算

（決算の目的）

第３５条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

（計算書類の作成）

第３６条 会計責任者は、毎会計年度終了後、速やかに、次の財務諸表を作成し理事会に提出しなければならない。

- （１）財産目録
- （２）貸借対照表
- （３）活動計算書
- （４）財務諸表の注記

２．財務諸表は理事会の承認を得なければならない。

付 則

- １．この規程は平成１８年４月１日から施行する。
- ２．この規定は令和２年７月２０日から改正施行する。